

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年7月29日（水）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）津 田 幸 一 （副委員長）田 村 謙 介
新 井 章 太 今 城 雅 子 門 脇 由 中 田 利 幸
西 野 太 一 又 野 史 朗 渡 邊 洋 介

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】石田部長

〔商工課〕上場課長 岩田課長補佐兼商工振興担当課長補佐
森田課長補佐兼ふるさと振興担当課長補佐 加賀ふるさと振興担当係長
権田商工振興担当主任
〔農林課〕宅和課長兼水産振興室長 赤井課長補佐兼農政担当課長補佐
深吉土地改良担当課長補佐 小村農政担当係長

【文化観光局】成田局長

〔スポーツ振興課〕渡部課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
岩永スポーツ振興担当係長 榊原スポーツ振興担当係長
〔文化振興課〕大塚課長 山根課長補佐兼文化財担当課長補佐 井川文化財担当主任

【都市整備部】山中部長

〔建設企画課〕景山課長 松本総務担当課長補佐 上原総務担当係長
〔都市整備課〕本干尾課長 田居公園担当課長補佐
古田課長補佐兼河川担当課長補佐 生駒米子駅周辺整備推進室長
都田公園担当係長
〔道路整備課〕北村次長兼課長 吉塚道路改良担当課長補佐
長谷川道路維持担当課長補佐
足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐
〔建築相談課〕松本課長 岸崎建築審査担当課長補佐 森田開発審査担当課長補佐
〔住宅政策課〕西村課長 大丸空き家・空き地対策室長
潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【上下水道局】下関局長

〔経営企画課〕横木課長 和田副技術監兼計画推進担当課長補佐 山根担当課長補佐
折戸下水道企画室長 羽柴課長補佐兼財務担当課長補佐
田中担当課長補佐
〔総務課〕岡田副局長兼課長
〔営業課〕林副局長兼課長 足立料金担当課長補佐
富田課長補佐兼普及担当課長補佐
〔下水道整備課〕山崎副局長兼課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐

伊藤管路維持担当課長補佐

小平管路維持担当係長

[下水道施設課] 見山課長 小林施設工事担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

伊藤議員 大下議員 岡田議員 加藤議員 小枝議員 塚田議員 徳田議員
錦織議員 前島議員 松田議員 三木議員 森田議員 矢倉議員 矢田貝議員
吉岡議員 鷺尾議員

報道関係者 1 人 一般 2 人

審査事件及び結果

議案第 6 9 号 専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更につ
いて） [原案承認]

議案第 7 9 号 米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 8 0 号 米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について
[原案可決]

報告案件

- ・米子アリーナ整備事業の進捗状況等について [経済部]
- ・指定管理者制度の適用方針について [都市整備部]
- ・令和 8 年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、国庫補助金等（都市整備部所管分）について [都市整備部]
- ・湊山公園リニューアル事業について [都市整備部]
- ・地域との協働による公園等の利用ルールづくりについて [都市整備部]
- ・令和 8 年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の配分状況について
[上下水道局]

〜〜

午前 10 時 11 分 開会

○津田委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、22 日の本会議で当委員会に付託されました議案 3 件を審査するとともに、報告を 6 件受けます。

経済部から 1 件の報告がございます。米子アリーナ整備事業進捗状況等について、当局からの報告をお願いいたします。

渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 米子アリーナ整備事業の進捗状況等について御説明をいたします。サイドブックス内資料、米子アリーナ整備事業の進捗状況等について御覧ください。

まず、1 の経過と現状でございます。経過につきましては、令和 8 年 2 月の閉会中委員会でも御報告をさせていただいておりますが、米子アリーナは、PFI 方式により事業を進めておりまして、事業者の選定手続の後、令和 6 年 3 月に事業者と契約を締結し、令和

6年6月から市民体育館の解体工事、令和7年6月から米子アリーナの新築工事に着手をし、現在に至っているところでございます。

この間、令和6年12月と令和8年3月には、議会の御承認をいただきまして、資料記載の理由によりまして、契約変更を行ったところでございます。

現状といたしましては、工事の進捗率が令和8年6月末時点で計画39.31%に対して38.19%と、ほぼスケジュールどおりに進んでいるところでございます。また、米子アリーナを災害時の防災拠点とするため、併せて非常用発電設備及び防災備蓄倉庫の整備を進めておりまして、今年度末に完成する予定でございます。

次に、2の整備費に関する物価高騰対応についてでございます。(1)の経過でございますが、米子アリーナはPFI法に基づく事業手法により整備を進めており、事業着手後に施設整備の詳細な実施設計を実施し、令和7年5月に取りまとめたところでございます。実施設計成果を基に概算工事費を算出したところ、長引く物価高騰の影響により工事費の増加が見込まれ、現行契約に規定する建築費指数の上昇率を加味したスライド改定を実施をいたしまして、令和8年3月議会の御承認を得て変更契約を行ったところでございます。事業者からは、物価高騰の影響が想定以上であり、スライド改定のみでは十分な事業費が確保できないとして、事業費の増額協議を受けているところでございます。

(2)のPFI事業における物価高騰に対する国の対応についてでございますが、長引く物価高騰の影響から、PFI事業において入札の不調、応募者数の減少、事業継続が難しくなる事例が全国的に起こったことから、その対応として、令和8年6月に国のほうでPFI事業における各種ガイドライン及び標準契約書の改正が行われ、物価高騰局面におけるPFI事業のリスク分担の対応例が示されたところでございます。

ガイドラインにおいては、物価高騰により事業者が契約変更について協議を申し出たときは誠実に協議をすることを基本としまして、主な内容として、改正内容を3点記載しておりますように、できる限り物価高騰の状況を正確に把握をして、事業者と発注者で適切なリスク分担を行うこととされております。

(3)の本市の考え方でございますが、PFI事業においては、通常の請負契約のように仕様をはっきりと定めて事業費を算出してから発注する方法と異なりまして、民間事業者に設計、建設等の性能発注かつ一括発注をすることにより、民間事業者の創意工夫により事業費の縮減、サービスの向上が図られることがメリットの一つでございます。しかしながら、事業者は、性能発注により概算設計に基づいて算出した提案価格が契約額になることから、長引く物価高騰局面においては、契約後の詳細な実施設計に基づく事業費が増大をいたしまして、事業実施が難しくなるリスクが認められるところでございます。今後、国のガイドラインの改正の趣旨も踏まえながら、鳥取県とも対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、3の米子アリーナ南側斜面对策についてでございます。米子アリーナ南側斜面につきましては、本年2月の閉会中委員会で御報告しましたとおり、2月に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定をされました。これを受けまして、今年度、鳥取県と米子市が連携をし、急傾斜地崩壊対策事業に着手をしております。現在、測量及び詳細設計を進めているところでございます。また、2月の報告時点で整備手法については検討中としておりました、サブアリーナ側の斜面对策につきましては、鳥取県が保安林の解除

手続を行った上で急傾斜地崩壊対策事業で一体的に事業を実施する方針といたしました。

今後のスケジュールといたしましては、詳細設計の完了後、用地買収や埋蔵文化財調査といった必要な手続を経た上で、令和11年度から13年度にかけて工事を実施する予定といたしております。

説明は以上でございます。

○津田委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

門脇委員。

○門脇委員 このPFIにおいては、物価高騰などによる費用の増額というのがやはり弱い部分かなとは思いますが、事業者から事業費の増額協議を受けているというお話がありましたけれども、もしこれ具体的にどの程度の増額協議要求があるのか、もし分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○津田委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 事業者からの物価高騰分の金額につきましてですけども、おおよそ10億円程度でございます。

○津田委員長 よろしいですか。

○門脇委員 はい。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

西野委員。

○西野委員 米子アリーナのこの物価高騰で事業者がお金が足りないということなんですけど、ほかの、他市のこういう大型事業の物価高騰に対しての事例というのを、他市、例えばどこかのアリーナ建設があればアリーナ建設、ほかの大きな事業、物価高騰スライドだけでは足りなかった、で、議会がこれだけ追加の補正予算出したとか、そういう他市の事例をちょっと次の委員会なりなんなり、もしそういう事例があれば用意してください。よろしくお願いします。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 今回のこの中身は分かりましたけど、市の考え方も。これ建設後の管理運営も含めたものになっていくんですけど、建設に関わる資材高騰とか管理費の高騰とかも様々なものが全体的に上がってるのは理解できるんですけど、その後の管理運営に対するこの物価高騰に配慮した考え方みたいなものは、現時点ではどのように考えておられるでしょうか。

○津田委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 管理運営の時点での物価高騰への配慮というお尋ねでございますけども、一例で言いますと、例えば、契約書のほうに人件費が高騰した場合には、これも上昇率等を加味して改定をするという規定がございますので、まずはそういった契約に沿って進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 分かりました。建設のほうはね、資材とか様々なものの入手が困難な場合とか、様々な要素でいろいろ考えていくことが多いと思うので、ただ、管理運営のほうもいろいろこう、このアリーナを、ここで今この案件に関して言うことではないかもしれませ

んけど、要はフル活用して、効果の目的を最大限引き出すような管理、運営をしていかなければいけないと思うので、そこら辺のことも含めて、また今後の協議する場面があったら、何とか苦労してつくり上げたその後の使い方の問題が結構大切になってくると思います。またちょっと、そういった運営についてもまた協議する機会をつくっていただければというふうに思います。要望です。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

今城委員。

○今城委員 確認だけさせてください。大きな2番の整備費に関する物価高騰対応についてというところの(2)の主な内容、内閣府が示したものの主な内容の1番のところに、全体スライド条項の起算点について、できる限り予定価格の算出時点に近づけるっていうふうにあるわけですので、要は今現在協議をし、変更契約をするっていう段階での物価だとか、一つ一つの労務費単価のことだとか、様々なことを発注する、一応予定価格のところで、それで計算し直したらこれだけになるっていうものとかのところで全体スライドをかけて算出していくっていうようなイメージの考え方みたいなんでいいんですかね、そうじゃあない。じゃあ、どういう、この辺はどういうことになるんでしょうか、今後のこともあると思うので。

○津田委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 全体スライド改定の場合の起算点の考え方の御質問でございますけども、通常では契約日のところを基準日にしているところが多いところですけども、国のガイドラインでは、それをできるだけ前倒しをして、その間の物価高騰も反映してくださいという内容になっております。現状、米子市のほうでは、もともと契約のほうで、契約日ではなくて事業者から提案のあった日、具体的には令和5年12月でございますけども、ここからということで起算点をしておりますので、契約までの間の上昇部分についても、全体スライドのほうではある程度加味ができていうふうに考えております。以上です。

○今城委員 分かりました。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

○津田委員長 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

議案第69号、専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 議案第69号の専決処分（工事請

負契約の締結についての議決の一部変更について)、御説明をいたします。通知いたします。

対象となる工事につきましては、令和7年10月1日に美保テクノス・柳田建設特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしました市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事(その2)でございます。

施工箇所につきましては、日野川の右岸側、米子市吉岡側の2径間になります。本工事の概要につきましては、PCBを含有する既存塗膜の除去及び塗装塗り替えを主体とした橋梁補修工事でございます。今回、上部トラスの既存塗膜を除去した結果、当初の想定を上回る塗膜処分量が確認され、これに伴い、処分料等が増加したことから、契約金額を変更する必要性が生じたものです。このため、契約金額を679万6,900円増額し、変更後の契約金額を4億4,516万5,600円とする工事請負契約の一部を変更する契約について専決処分を行いましたので御報告し、御承認をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○津田委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

又野委員。

○又野委員 この日野橋の補修工事は、その1、その2が同時並行で行われてたと思うんですけれども、この塗膜量となると、その1のほうも同じ問題があったんじゃないのかと思うんですけれども、今回、その2だけがこの金額の変更になってるんですけれども、今回のとは直接あれかもしれない、その1のほうと違ってというのは何か違いがあるんでしょうか。そこら辺を教えてください。

○津田委員長 足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 その1工事、車尾側の2径間になりますけれども、今、現場のほうは工事中ではあります。工事の内容なんですけれども、同じ補修方法なんですけど、若干、車尾側の2径間につきましては損傷度が激しいのが現地確認されています。ゆえに、今、設計の数量のほうの確認作業を行っておりますけれども、想定なんですけれども、同じような処分量の増ってというのは見込まれると今考えております。以上です。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 そしたら、その1のほうも、また議決というかそういうのが出てくるっていうことでしょうか。

○津田委員長 足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 その1につきましても、今回、その2工事同様、設計変更の議決案件になると想定しております。以上です。

○又野委員 分かりました。

○津田委員長 よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第69号、専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○津田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時37分 再開

○津田委員長 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から4件の報告がございます。

初めに、指定管理者制度の適用方針について、当局からの報告をお願いいたします。

景山建設企画課長。

○景山建設企画課長 そういたしますと、指定管理者制度の適用方針について御報告させていただきます。

市営駐車場及び駐輪場につきましては、今年度末で、現在、指定管理者制度を適用し管理を行っておりますけれども、こちらの5年間の指定期間が満了になることとなりますので、令和9年度以降の管理につきまして、こちらにつきましても、引き続き指定管理者制度での管理を行う方針といたしましたので、報告をさせていただきます。

まず、資料にございます1でございます。対象となる施設の名称でございますけれども、こちらは、米子駅前地下駐車場、米子駅前地下駐輪場、米子駅南駐車場、米子駅南駐輪場の4施設でございます。

2の管理業務の範囲といたしましては、(1)にございます施設の運営及び維持管理に關することはもとよりでございますけれども、(2)にありますとおり、民間事業者のノウハウを生かした業務の効率化、維持管理コストの削減を図るとともに、利用者サービスの向上や利用促進に取り組み、収入の確保、増加につながる創意工夫を求めるものでございます。

続きまして、3の使用許可事務の代行でございます。これは「有」にしておりますが、これは、駐車場の使用許可等の事務を代行させるものでございます。

4の利用料金制度でございます。こちらは、利用料金を指定管理者の収入とするという制度でございますけれども、こちらの採用はせずに利用料金は市の収入といたします。

5、指定の期間でございます。こちらは令和9年4月1日から令和14年3月31日、現在と同じく5年間の指定期間としております。

次に、6、7に記載しておりますけれども、指定管理者の選定でございます。こちらにつきましては、公募により行うこととしておりますので、8月10日に告示、公募の告示を行う予定としております。

続きまして、8の特記事項でございます。現在、市営駐車場及び駐輪場の指定管理は、令和4年度から米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前の地下駐輪場でございます。令和5年度に新たに供用開始になりました米子駅南駐車場及び米子駅南の駐輪

場、それぞれ指定管理者と協定を締結しているところでございます。米子駅南の地下駐車場、駐輪場につきましては、米子駅前の地下駐車場、駐輪場と共通の料金体系で、駅の南北で相互利用できる一体的な運用となっておりますので、駅利用者の利便性の向上が図られていると考えまして、4施設の一体的な指定管理者制度を適用するものでございます。

なお、米子市万能町駐車場につきましては、民間事業者への譲渡が検討されておりますので、こちらを考慮いたしまして、公募からは除外することといたしました。

9、今後のスケジュールでございます。公募選定作業を進めまして、本年12月の市議会におきまして、指定管理者の指定に係る議案を上程させていただく予定としております。

説明は以上でございます。

○津田委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

新井委員。

○新井委員 管理業務の範囲の中で、収入増加の施策の実施に関することとあります。これ、いわゆるどれぐらい利用者が増えても、あまり利用料金については市が直接収入ということなので、あまり増加のインセンティブみたいところが実際ないので、どれぐらい指定管理者が努力してくれるかっていうところはあると思うんですけど、そのモニタリングに関してどうするのかっていうとこと、ある程度、仕様書の中で実施内容を定めるのかっていうところを決めておられたら教えてください。

○津田委員長 景山建設企画課長。

○景山建設企画課長 これですね、これまでも指定管理者のほうから幾つかの提案をいただいて改良させていただいたところもございますけれども、今後につきましても、その協議を進めながら、これ毎月当然協議をさせていただきながら進めておりますので、そういった提案、あと、仕様書のほうに具体的にこれをしてくださいということではございませんけど、こういった概要といいますか、そういった表現ではございますけれども、表記はさせていただいて仕様のほうさせていただきますので、協議を進めて、私どももグリップしながら進めていこうというふうに思っております。以上でございます。

○津田委員長 新井委員。

○新井委員 ありがとうございます。経営戦略のほうも拝見しまして、今後、南側の米子アリーナの開所などもあり、見込み客っていうところを読んでおられたんですけど、そのちょっとイメージがなかなか湧かないなっていうのもありまして、例えばイメージとして、あの体育館へ向かわれる方があの駐車場へ止めて利用する方が見込めるっていうことなのか、ちょっとどういうイメージをされているのかっていう、そのちょっと見込み客のその、ターゲット像みたいところをもう少し具体的にお教えいただけたらなと思います。

○津田委員長 景山建設企画課長。

○景山建設企画課長 米子アリーナも含めまして、駅南のほうで整備が進めば、歩いて楽しいまちづくりというのが進むことになります。そこにおいて、例えば今であれば目久美公園とか、そういったところも利活用が進んでおるところではございますけれども、そういった利用者の方、そういったところの利用が増えるのではないかとこのところでございます。あと、無料の時間がございますので、そういったところも活用されて、すぐに近くを歩かれたりするとか、あと、ちょっとまだそういったものがまだ駅南のほうにございませんけ

れども、後々はそういった民間の方が利活用された、開発等されて、そういった利用が進めば、こちらのほうの駐車場の活用。駅南だけではなくて、先ほども申し上げたとおり、駅の北側とも一体活用ができるようになっておりますので、例えば駅の北側が行きにくい方は多分南を使われて、そこから駅にアクセスされるという方もおられると思いますので、そういったところを見込んでおるといってございまして。以上でございます。

○津田委員長 よろしいですか。

中田委員。

○中田委員 まず、確認ですけれども、この南側の駐車場は、駅前地下駐車場と同じ道路の附帯設備という位置づけなのか、収益物件としての駐車場なのか、設備の位置づけですね、そこをちょっと確認しておきたいんですけど。

○津田委員長 景山建設企画課長。

○景山建設企画課長 先ほどおっしゃられたとおり、駅の北側の地下駐車場と定義は同様でございますので、道路の附属施設、必要なものとして整備しているものというふうに考えております。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 まず、駅前地下駐車場もそうなんですけど、道路の附帯設備として整備されたこの駐車場というのは、基本的に道路の渋滞やそういう混雑の解消とか、そういった目的として、道路を良好な状態で維持するための駐車場スペースが造ってある、そういう位置づけですよ。南側についても、今後、今も大分完成から、今日がちょうど3周年で、行きたかったんですけど、本当は。3周年たちましたけども、着実に、駐車場だけじゃなくて送迎の数は増えてますね。私も週に5回ぐらいあそこ歩いてるので大体見てますけども、アリーナも含めて。送迎の数はかなり増えていて、駐車場には止めないけど送迎に来る車が。そういった状態なので、あのロータリーで送迎だけの数が増えるっていうところも含めて、今後の動向、特に隣接地の動向等も含めると、あの駐車場スペースが十分かどうかという問題に必ずかかってくる問題だと思ってるんですよ。万能町が、今この方針で進んでいるので、そうすると駐車場特会の収益物件としての確保の観点から、もちろん、まだ開発が進まない段階で先行をどんどんしていく必要はないですが、そういった場合の拡張スペースというのは確保ができるんでしょうか。

○津田委員長 景山建設企画課長。

○景山建設企画課長 スペースの確保でございますけども、実際、具体的には、確保ができるかどうかの確認は行っておりません。ただ、今後、南側のあらゆる開発が進みますと、仮に、もしかすると民間駐車場であったり、そういったところも確保される可能性がありますので、その辺との調整をつけながら先ほどおっしゃっていただいたとおり、道路の混雑解消とかそういったところに寄与するような形で、今後運営するべきだと思っております。以上でございます。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 米子市でどうしても拡張せとは言いませんが、近くにね、まだ土地も近接、隣接地にスペースもありそうですし。ただ、さっき言ったように、動線が、めぐみ通りから進入してきて駐車場に入れる、前も質問したことがありますけど、手前側から入っていく動線になってくるので、そうすると、ロータリー回って出てくる車との交差というか、そ

れが台数が増えてくると、期待どおり増えてくると、そういったこともあれば、あちらの方向で、一方ではもう売却された、まとまった土地が向こう側、いわゆる起点側というところとちょっと専門的になっちゃうので、鳥取側というか伯耆大山側のほうは、まとまった土地のところはもう迫っていると思う。そんなに拡張する部分はないんじゃないかなと思うと、動線から考えたときに、そちら側の拡張だけで本当にいいのだろうかとかいろいろなことを考えるので、一遍、何かそういう目で現地のほうも確認をしておいていただけたらと思いますので。将来的には収益物件としてどう収益を確保するかという観点も必要になってくると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○津田委員長 よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和8年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、国庫補助金等（都市整備部所管分）について、当局の報告をお願いいたします。

松本建設企画課総務担当課長補佐。

○松本建設企画課総務担当課長補佐 それでは、本市のインフラ整備の財源に活用しております令和8年度の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、国庫補助金の都市整備部所管分の配分状況について御説明いたします。

まず、資料の説明をいたしますが、1ページ目は、都市整備部が行いました交付金の令和8年度の要望額、配分額、本市の予算額について表にしております。

資料2ページ目については、配分状況と過去の状況を棒グラフ、それから折れ線グラフで示したものでございます。

資料3ページ目については、1ページ目でお示しした表の詳細版でございます。令和8年度及び令和7年度の要望、交付実績や米子市予算について記載しております。

資料1ページ目の表を基に説明させていただきますので、1ページ目を御覧ください。資料の左側から、令和8年度の要望額及び配分額、右側に、本市の令和8年度予算額及び交付対象事業を記載しております。なお、令和8年度交付金の右隣にあります令和7年度の国の一次補正予算に係る追加配分は、令和8年度分の前倒しとして8年度当初予算と一体で編成されていることから併せて記載しており、その合計額で御説明いたします。また、これに併せて、本市の令和7年度1月補正予算と令和8年度当初予算計上額を合わせて、令和8年度予算額として記載しております。

まず、表の上の青色で色をつけておりますところですが、社会資本整備総合交付金、こちらは主に、道路新設改良事業や角盤町周辺及び米子駅周辺まちなかウォークアブル推進事業、市営住宅長寿命化改善事業などに係るものに充当しております。要望額①、およそ3億5,275万円に対し、配分額②、2億1,321万円、配分率が60.4%となりました。

真ん中にごございます防災・安全交付金でございますが、こちらは道路維持補修事業、米子駅北広場ウォークアブル推進事業、公園長寿命化事業などに充当しております。要望額6億4,635万円に対し、配分額5億4,929万円、配分率は85%となりました。

一番下の緑色にあります国庫補助金等というところですが、それぞれの事業への個別補助になります。要望額6億2,024万円に対し、配分額6億1,317万円、配分率は9

8.9%となりました。

以上、令和8年度の社会資本整備総合交付金等の配分状況について説明いたしました。

本市といたしましては、今後の国の補正や追加配分など、引き続き国の動向を注視しつつ、より配分が受けやすい要望の検討を行うほか、地方債の活用などにより、本市のインフラの整備のための財源の確保に全力を尽くしてまいります。

説明は以上でございます。

○津田委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

今城委員。

○今城委員 国の配分で、配分率での報告でございますので、何でこの配分率ですかみたいな話とかをしても意味がないと思うので、それは申し上げませんが、私がちょっと心配しながらこの報告を見させていただいているのは、社総金も、それから防安の交付金のほうでも、市営住宅の長寿命化改善事業のところは45%、50%ってということで、ほぼ半分しか下りてきてないということになると、考え方からいうと、もしかすると、推察するのに、今々すぐすぐそんなに困らんでしょうっていうような査定であるとすれば、確かにそれはそうですよねと思うんですけど、ただし、やっぱり、今、市民の皆さんが住んでいらっしゃる場所を、やっぱりきちっと安全を確保するために長寿命化したいっていうことについてのことが、45%、50%しか落ちてこないっていうのは、結局その金額で事業を進めたとして、もちろん一般財源とかも入れてですけど、したとして、先に送られちゃうっていう可能性のほうが大きいかなっていうか、仕方がないことだと思うんですけど、そうやっていったときに、昨日の熊本の地震等なんかも見ると、それでどうこう、あのレベルのことが来るからどうこうってびっくりするほどではないとは思いますが、でもやっぱり、長寿命化の改善事業っていうのを今後この配分だからそれでしか進めないっていうつもりはないと思うんですけど、考え方としていかがですか、これぐらいの配分しか国から来ないっていうことで、このスピード感的な感じのことはと。あと、老朽化をしてるからこそ長寿命化なんですけれど、そこら辺の考え方との関係というか、その辺いかなものかなっていうのを少し確認だけさせといてください。

○津田委員長 西村住宅政策課長。

○西村住宅政策課長 このたびの配分、45%程度でございました。要望額に対して低かったものでございます。要望内容につきましては、市営住宅は老朽化しておりまして、耐用年限を超えたものの解体工事も含めてというような要求をしております。それと、今御心配いただいております市営住宅の長寿命化につきましては、これについては、危険なところとか今改修工事を行っている工事については、計画的にやっていきたいと思っておりますので、引き続き、国の補正とか追加配分、地方債の活用とかその辺を考えてやっていきたいと思っております。ただ、どうしても財源がありますので、そこは優先順位を見極めながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○津田委員長 今城委員。

○今城委員 ぜひよろしくお願ひしますということ、やっぱり、先ほど課長がおっしゃったみたいに、解体とかっていうところと、今本当に、これから残していくっていうために補修や修繕をしていくっていうところのそのウェイトっていうのがあるからっていうこ

とで、こちらはやるけれど、こちらはもうやらなくても、置いといても大丈夫でしょうっていう感じになるっていうような、そういうニュアンスでこちらはしっかり進めていくっていうことでやってくださるっていうふうに認識しましたので、ぜひよろしくお願いします。以上です。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員 国の交付金をいかに取ってくるかというところも努力されるというお話ですけれども、ちょっと立ち止まって、我々一つ注意しておかなければいけないと思うのは、国のお金も私たちが納めた税金です。米子市のお金も我々が納めた税金です。何ならば、国に納めてるほうが我々多いですから、相対的には。ですから、国のお金だからといって湯水のように使っていていいというわけではなく、今後考えていく上で、もし、国のお金どんどん使っていくということは、気づかないところで相対的に我々の、日本国民としての負担が気づかないうちに増えていくということにもつながってくると思いますので、ぜひ、これは使うんだと言ってることではなくて、しっかり事業を精査していただいて、交付金があるからやろうかではなくて、本当に米子市として必要があるからやろうというふうに、ぜひそういった視点も持っていただけたらいいかなと思います。決して何が不要と言ってるわけではないんですけれども。

○津田委員長 山中都市整備部長。

○山中都市整備部長 本市といたしましても、いろいろ部局をまたいでいろいろ施策を考えて、この事業、このメニューで行こうというふうに決定いたしておりますので、決して何でもかんでもという意図、思いは全然ございません。ただ、必要な額については、当然、そういった事業の制度を一生懸命活用していきたいと思っておりますので、今後も引き続き、国の動向とか要望活動を続けて、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 ちょっと参考までに聞いときたいんですけど、それぞれがそれぞれのこの事業ごとにいろいろ必要性を訴えて御努力いただいとると思うんですけど、傾向としては、どうなんでしょう。例えば近年の状況を見て、防災・安全交付金なんかの、それぞれの何っていうか、取りやすさっていったらなんですけども、国の重点配分の考え方の動向みたいなのはどうなんでしょう、分かる範囲で結構ですけど。

○津田委員長 景山建設企画課長。

○景山建設企画課長 国の動向といいますか、ちょっとトータルになります。今実際、先ほどのお話に出た住宅系のもの、住宅局の配分は少ないというのは、これ他市も、他市町村も一緒でございまして、なんでしたら、解体ではなくて重点地域になってるところも配分が低いというようなところがございます。私どもも、ですから、住宅局に対しても要望していくということは進めております。

あと、今後ですけども、国土強靱化計画の中で、そういったメニューもちょっと出てこようかなというふうには思っております。中期計画の中でそういった予算配分も十分に、こちらのほうも私ども要望しているところではございますので、こういったメニューが新たにちょっと出てくるのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 分かりました。ぜひ、例えば今日のこの委員会の中の議案の中であった日野川の橋梁の改修もそうですけども、米子市の橋梁予算のうちの3分の1ぐらいをあそこ1か所で使うわけですね。そういった状況で、こうやって昨日も熊本で大きな地震がありましたけど、今どこであるか分からない状況の中で、じゃあ、米子市の橋梁、他の橋梁はどうなんだっていう声もあるんですよ。本市も加茂川が流れとったり、いろいろまちの中にも川が流れていますし。そういったところで、この防災面のところがもしそうであるとするならば、そういった防災的な観点を、今もやっていただいているのはもう重々承知の上で、アリーナもそうですし。そういったところでの強化につながる、まちの強化につながるような使い方、これ言っても、さっきもいろいろ御意見ありましたけども、国が予算のフレームを定めて、こっち側から要望したり需要額を出しても、結局、地財計画のフレームの中で割り振りをしてくる、枠で定められたものの中からの言ってみれば取り合いと言ったら変ですけども、納得していただいて持って帰ってくるお金で、米子市が取れなかった分はよそに行くとるわけですからね、言ってみれば。ですから、そういった中でもぜひそういった協議する場面とか要望する場面があったら、しっかりその辺の国の動向を踏まえながら、予算というか財源確保に努めていただきたいというふうに思っておりますけど、何かあれば。

○津田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 国のインフラ整備に係る予算のことではありますが、これ、しっかり我々が考えなければならないのは、先ほどの住宅もそうではありますが、いわゆる高度経済成長期に整備されたインフラ施設が一気に老朽化、あるいは更新の時期を迎えているという状況の中で、日本は人口減少社会に向かって突き進んでるということでもあります。要は、しっかり残すものと、そして縮めていくものというのをしっかりこれ議論させていただく必要があるだろうというふうに思っております。住宅については、これ全国的に公営住宅が一気に老朽化を迎えておりまして、そのニーズといたしましうか、老朽化改修に係るニーズと国の予算のフレームが合わないという状況が起きてるんだろうと思いますが、これは、今ある資源をそのまま残そうとすると、もう絶対無理だという話になりますので、これは、かねて議会でも御報告してるとおり、公営住宅、セーフティーネットとしての公営住宅の価値を否定するものではございませんが、一方、民間住宅資源にも多くの空き家住宅等が出てると。これらを官民通じて、住宅支援を社会資源として使っていくという視点から、公営住宅は縮減していくという方針で現在取り組んでいるところであります。その縮減計画についても既に議会のほうに御報告しているとおりでありますが、あえて申し上げますと、もっと本当は縮減しなければならないのじゃないかなというふうに私は思っております。そういった中で、きちんと残すものと残さないもの、あるいは、場合によっては改築を、今回、米子アリーナなんかもそうなんですけど、3つを一つにするとか、あるいは4つを一つにするとか、こういったようなことを組み合わせ、しっかり将来に向かって持続可能性のあるインフラ整備、維持をしていくという視点がないと、防災に係る予算も必要になってまいりますので、国全体として予算のフレームが合わないという話になってくようなというふうに思います。

我々としては、そういった国の動向や、一方で、大事なものは、当地域においては、大変

残念なことではありますが、新規のインフラ整備が遅れてるものがございます。これについては、様々な議論があるわけでありましたが、既に都市地域、あるいは他地域では整備されているインフラ水準に追いついていない、例えば高規格道路といったようなものについて、じゃあ、順番が最後になったけん諦めるんかという話は、これは慎重に議論しなければならないだろうというふうに思っております。経済的な持続、発展に必要なインフラ、あるいは将来のまちづくりに必要なインフラはしっかり整備しつつ、持続可能性のある地域づくりというものを念頭に、国の動きをしっかりと見ながら、予算を国のほうに要望していく、この姿勢で取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上であります。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 分かりました。私も同感でして、本当に必要な公共としてやらなければいけない、あるいは、この将来的にしておいて、次世代のためにもしておいてあげなければならないことを考えていくのが、まさに政治の役割でもありますし、今のこの現実起きてる対症療法的なことだけだったら、自治会とか様々な御意見を聞けばそれでいいわけですし、そういった将来展望での、本当に公共として必要なところに逆に特化していかないと、ということで、先ほど副市長も言われましたけど、特に、住宅の場合は民間に非常に多くの資源が、むしろ老朽化していくような状況の中でだんだん使えなくなっていくような勢いなので、その社会資源が活用できてないところをやっぱり見ながら、ぜひ公共のお金の使い方とか今後の整備の仕方については、そのまま進めていただきたいというふうに思います。意見です。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

田村委員。

○田村委員 これ配分額、率も見させていただくと、やはり、ウォーカブル推進事業というのが極めて高い、100%ということになってるわけなんですけれども、角盤町周辺、米子駅周辺、あとは駅北広場周辺みたいなことになってるんですけども、この町なかの、例えば城下町エリア、これも多分入ってたと思うんですけども、昨今にぎわいが、これ議会でも出ましたけれども、KAMOGAWAリバーサイドテラスだとか、ああいった集積が進んでるところの追加等、そういったものも検討されてるんでしょうか。

○津田委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 今の加茂川周辺の今後のまちづくりというところは、今、都市創造課、総合政策部ですね、都市整備部、それから経済部のほうと一緒にあって、今、今後の取組というところを検討しているところで、寺町、城下町も含めて、これからの事業化をどうしていくかという、あと財源のところを、どれを使って、財源を使ってとかっていうところを今検討しているところでございます。以上でございます。

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 いずれにしても、この本市が進めるウォーカブル推進事業というのが、私も一市民として、どこの部分を快適性向上区域に指定してるのかっていうことがちょっと見えてないんですね。要するに、そこのエリアはこういう、国のお金なんかもしっかりと使って整備もしましたと。市民の方はそれ知らなければ、ただの美装化だったり、そういったもののただの美装工事で終わっちゃうような、そんな気がするんですけども、そういった部分についての、例えば市民の方にこういう考え方で滞在快適性を向上していますとい

うようなアナウンスっていうのは、僕やったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、それについて見解を伺います。

○津田委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 御指摘のとおり、今、米子駅ですとか角盤町とかっていうところは、いろいろホームページ等とかで整備計画ですとかそういったことを出させていただいてるところではございますけども、今後、取り組むものにつきましても関係課と調整して、見える化というところを考えていきたいというふうに思います。以上です。

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 これ国の施策でもありますし、米子市もしっかり乗っかってやっていただいているんですけども、やはりそういった事業効果がしっかり目に見えるような形で進めていただきたいというふうに要望したいと思います。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、湊山公園リニューアル事業について、当局からの報告をお願いいたします。

田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 そうしますと、湊山公園リニューアル事業について御説明申し上げます。通知のほうさせていただいております。

本件につきましては、5月の都市経済委員会において基本設計案を御報告したところでございますが、その後、住民説明会を開催し、基本設計を取りまとめましたので、その概要について御報告いたします。

住民説明会の概要につきましては、1番に記載のとおりでございます。7月2日に米子コンベンションセンターで開催し、19名の方に御参加いただいております。

説明会では、大きく2点について御説明しております。順番が前後して申し訳ございませんが、2ページを御覧ください。3番に記載してあります基本計画のコンセプトと整備内容、4番の都市計画公園区域の一部廃止に伴う都市計画公園区域の変更、この2点について御説明を行っておりますので、御確認ください。

また、右の3ページになります基本設計平面図を添付しております。こちら赤枠で囲ってある箇所が、鳥取大学医学部附属病院への提供予定地となっております。同病院の再整備事業基本計画で示されているホスピタルパークのイメージを重ねております。こちらは、現時点でのイメージであるため、今後、変更となる可能性がございます。鳥取大学提供予定地以外については、5月に報告させていただきました平面図と同様の内容となっております。

続いて、4ページにつきましては、都市計画公園区域の変更の概要図を添付しております。

さらに、5ページ以降についても、整備後のパース図及び参考資料として基本計画を添付しており、これらについても、5月の報告資料と同様の内容となっております。

1ページにお戻りください。2番になります。住民説明会でいただいた意見と、それに対する本市の考え方について取りまとめております。説明会では、既存施設の取扱いや鳥取大学医学部附属病院への提供予定地の利用に関する事など、整備後の公園の在り方に

について質問が多く寄せられました。これらの質問に対しまして基本設計の考え方を御説明するとともに、提供予定地の利用については、鳥取大学においてもホスピタルパークとして湊山公園と一体的な空間整備の構想が示されていることを御説明しております。今後につきましては、本基本設計に基づき、実施設計へと進めてまいる予定としております。

最後に、2ページになります。5番、今後のスケジュールについてです。8月頃には都市計画審議会を開催し、都市計画区域変更の手続を進めていく予定としております。また、令和8年度中には提供予定地の売買契約を締結し、令和9年度以降にリニューアル工事に着手していく予定としております。

説明は以上でございます。

○津田委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

門脇委員。

○門脇委員 この猿、ちょっと4月にいろいろありましたけれども、この猿については、今のところこの計画図見ると、残されるということによろしいですか。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 猿舎につきましては、今の施設を継続して残すというふうに今考えております。以上です。

○津田委員長 門脇委員。

○門脇委員 説明会等でも、この猿のところについては、お話は住民のほうからも特に出なかったということでしょうか。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 説明会では、その猿につきましては特別な御意見っていうことはないですけど、市としては、今までも湊山公園のランドマークというか特徴の一つでもございますので、リニューアル後も継続して、その機能というものを担うというふうに考えています。以上です。

○津田委員長 門脇委員。

○門脇委員 決して、猿の頭数をどうすると要望するということではないんですけども、いろいろ4月にもありまして、この猿のことをどうするかっていうのは、検討に上げてもいいんじゃないかなとは思うんですけども、何かそういった検討をされるということは考えておられますか。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 猿の頭数というところになろうかと思うんですけども、今後のどうやって管理していくかというところは、ちょっと専門家さんと継続して過去からいろいろと御相談をさせていただいておるところです。ただ、ちょっとこれといったなかなかこう答えというか、そういったところにまだちょっと至ってないというところではございますけども、いずれにしても、今いる猿っていうのは、当然、寿命を全うするというところまで当然管理を、飼育を適正にしていけないといけないと思いますので、少なくとも、現時点では、直ちに猿舎がなくなるとかっていうことはございません。以上です。

○津田委員長 よろしいですか。

そのほかはございませんでしょうか。

今城委員。

○今城委員 前回の委員会の際の御説明の際にも申し上げましたが、やはり、この住民説明会での御意見の中にもトイレの問題ですね、現計画における新たなトイレの新設についてということについてなんですけど、市の方針としては、現時点では新たなトイレの設置は予定していないということと、動線確保についてのことだけ回答が入っているわけなんです。前回の委員会の際にも申し上げましたが、これ、広場の使い方とかいろんなことを考えていく上で、圧倒的にこれは少な過ぎるんじゃないかっていうことを申し上げましたし、前回のときも、緊急時等のこととかいろんなことを考えていくっていうときに、やっぱりトイレの数とか、それからそういう当たり前にあって置かないといけないというものの数とか、場所的な、位置的な問題も数的な問題も全然足りてないと思うっていう話をしておきましたよねというところを踏まえて、やはり市民の皆さん、説明会にいらっしゃった方にも、このトイレの問題はっていうことをおっしゃっていらっしゃるところは、やっぱりちゃんと今後の設計とか、次進んでいくためのところで、きちっとした形で、今は検討してないがみたいな形だったりとかっていうのではなく、きちんと検討するっていう方針に変えていただきたいと思います。そうしないと、結局出来上がったときに、動線確保だけで何とかなるような問題ではないと私は思っていて、数がないってことは、動線だけの問題ではなくて、数ないってことは使えないっていうことなので、そこら辺がどれぐらいの規模のトイレにするのかということはもちろん、数的な問題もあると思うんですけど、圧倒的に位置的な問題とか、そこに向かっていく子どもの足でどれぐらい歩くのかしらっていう距離の問題だとか、そういうことが一切この中には組み込まれていなくて、しかも、回答の中にも造らない、今後予定していないし、動線だけで確保するというような話になってますので、ちょっとこれは、根本的な考え方をもう一回考え直してもらいたいと思うんですけど、この辺とかはいかがですか。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 トイレにつきましては、記載のとおり、今、護岸側に1個と、それから駐車場のところに1か所、2か所ございます。こちら、資料にも記載のとおり、前回の委員会でもちょっと御指摘をいただきましたが、駐車場側については、ちょっと動線の問題もあるかと思っておりますので、その辺の見直しをさせていただく、今後ちょっとさせていただくとともに、利用をされてる方が、公園の利用者ですね、トイレがどこにあるかっていうところをきちっと見やすいような形でサイン、案内表示等もさせてもらいながら、御利用に御不便がないように対応するようなことを今検討しております、今のこのリニューアルの範囲だけでいきますと、大体一番遠いトイレ、どちらかのトイレから遠いところで約130メートルぐらいいうところになってますので、スムーズにアクセスができるような案内表示なりもさせていただきたいとは思ってますし、あと、この鳥大、提供地さんとの兼ね合いもあるかと思うので、その辺りにつきましては、ちょっと鳥大さんともいろいろとどういう配置計画になるか、ちょっと先の話になろうかとは思いますが、引き続きお話をさせていただきたいというふうに思ってます。以上です。

○津田委員長 今城委員。

○今城委員 では、ぜひお願いします。忘れないでもらいたいと思っておりますし、もう一つ、やっぱり前回のときにも、防波堤とかもあるので、ちょっといろいろな考え方をどう

するかっていうところは、防災の考え方からいうとどうなんだろうっていうところも本当はあるんですけど、でも少なからず、例えば前回も芝生広場の使い方とかを、多様な使い方をするんだっていう、イベント系で使うこともあるっていうようなお話もしていらっしやいましたし、ということは、たくさんの人をここに集めるっていう可能性は大きくなってくるわけなので、そういう状態の中で、この1か所、防波堤側のこの1か所のトイレで大丈夫っていうような話とかも、子どもの遊びの場所からそんなに遠くはないとおっしゃいますが、やはり、この辺あたりの中に、ちゃんと分かるようにトイレがないといけんのんじゃないかとか、そういうのっていうのは、建設とか道路とかそういう形じゃなくって、子どもサイドの考え方とか、保育関係の考え方としてどうなのかとか、位置関係とか数とか。それから防災の考え方からすると、たくさんの人を集めたときに、この数で大丈夫なのかとかみたいな感じのこととかも検討の余地はまだまだあるかなというふうに私は思っていますので、具体的な設計とかに入るようなときに、そういう方たちと一回どうなのかっていうところをもうちょっともんでいただいた上で、忘れずにぜひここ考え方も含めて入れといていただきたいなと。オーバースペックで要らないものを造れって言ってるわけでは決してなくて、必要であると思われるものは、それを少し、少しだったら上回れるぐらいのものであってもいいんじゃないのっていうのは、私は考え方として持ってもいけないことだとは私は思っていないので、オーバースペックになるわけではない、やっぱりきちとした必要最小限のもの、例えば、ここで皆さんにあえて言う必要はないんですけど、議会でもいっつも言っていますスフィア基準のことを考えたら、女性のトイレは3倍要りますよとか、数的にね、とかいうような感じのこととかも、当然この中に、せっかく新しいいいものを造るのであれば、きちんと盛り込んであるっていうものを検討をしていただきたいなと思いますので、これは要望しておきたいと思います。お願いします。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

渡邊委員。

○渡邊委員 昨日、民生の委員会のほうで、児童文化センター側のほうの説明、報告の中で、湊山公園と一体となった整備の可能性を探るという言い方で報告を受けて、日程が9月に後ろ倒しになったということのを後ろで傍聴しておりました。その報告の中のアンケートに、市民の方の声から、中海の活用っていう話もあったんですね。ちょっとこちらのほうにはなかったんですけども、中海を活用するっていうこと、非常に何かいい意見があるんだなと、私、後ろで聞いておりました。憩いのテラスなども含めた一体の開発をしていく中で、湊山公園側、児童文化センターじゃなくて、確実にこの都市整備部さんのほう関わってくると思いますので、そういった場合に、横の連携しっかりとさせていただきたいなというところで、要望でお伝えはしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 昨日、児童文化センターの報告が教育委員会のほうからあったかと思うんですけど、この児童文化センターの今、基本構想立てられているところですけども、我々のリニューアル事業、当然、それぞれがそれぞれで全然連携せずということではなくて、もう当初からいろいろと調整を図りながら進めておりますので、その辺は引き続き継続してやってまいりたいと思います。以上です。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

又野委員。

○又野委員 ちょっと確認しながらですけれども、これまでも議会のほうでは鳥大の医学部附属病院のホスピタルパークの部分と湊山公園一体的な空間整備を行うっていう話が出てまして、今回の住民説明会の中で、そのホスピタルパークの部分の一般利用についてっていうふうに書いて、一体的な空間整備を行う構想が示されているっていうふうに回答しておられるんですけども、これはつまり一般利用もホスピタルパークの部分もされるという理解でよろしいんでしょうか。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 今こちら側には病棟が来る予定なんで、建物の範囲とかそういったものはあるかと思いますが、基本的には今この平面図で書いて赤で囲ってる部分ですね、ここと、今我々が計画をつくってるリニューアル事業の分というのを将来的には障壁のないシームレスというか、あの一体の空間になるような、今構想を持たれてるところで、一定程度、当然病院の完全な施設っていう部分がもし出てくれば、それは一般の人は入れない部分もあるかとは思いますが、この公園部分については一般利用、当然病院の方もそうですし、公園に来られた方も一体として利用できるような構想を今持っておられるというふうに認識しております。以上です。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 全てではないかもしれないけれども、基本的には大枠としては一般利用もできるっていう答弁だったと思いますけれども、それを考えると、先ほどからトイレの話とかも出てくるんですけども、ここの鳥大のほうに提供する部分も、どういうふうな設備が予定されてるのかっていうのも一緒にここで示していただかないと、さっきのようなトイレの数がどうだとか、例えばほかのものでも同じようなものが、同じ機能があったりする、それをどっちかにしたほうがいいんじゃないかとか、何かそういうような議論も今のイメージ図だけだとできないような気がしまして、やはりそこら辺も早めに示していただかないと、同じような議論が続くと思うんですけども、そこら辺はどのように考えておられますでしょうか。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 今、これはあくまでも基本、鳥大病院さん側の基本計画のイメージというところまでのところで、御指摘のように具体的な施設とかっていうところは、ちょっと決まってくるのはこれから先の話になってくるかと思ってます。ただ一方で、令和9年度から、この提供予定地については、我々のリニューアル工事も予定してますし、病院側のほうでも、作業ヤードなり、駐車場空間とか、そういったものを整備するための工事に着手されるというふうに今予定をされてますので、当面の間は、逆に言うところこのエリアは使えないエリア、公園として使用できないエリアっていうところになってきますので、そういったところの時点での公園の機能も含めて、先々、ホスピタル構想が具体化してくるところで、そういったお互いにある程度調整が利く形での整備というところで、今こういった形でリニューアル事業を進めていると、計画をつくっているというところがございます。以上です。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 今こういった格好でっていうのは分かるんですけども、やはりどの機能を

どういうふうに分担していくかっていうのが分からないと、こっちのほうでどの機能を持たせていくのかとかっていうのも、これでいいのかって言われても、私も分からない部分がたくさんあるので、やはりこれ、全体、一体としてっていうふうに言っとられる以上、やはり含めた将来図とといいますか、そういうのを示していただかないと、これでいいとか、いけないのかとかっていうのも、ちょっと判断がしかねるというのが率直な感想なんですけれども、そこら辺早めに何とかできないものでしょうか。

○津田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今担当課長のほうから御説明したとおり、鳥大の用地は最終的には、いわゆる開放型の利用をホスピタルパークとして鳥大側も想定しておられるということであって、あくまでも今提供するのは病院用地として提供するものであります。そしてかつ、病棟建築の間、したがって、当分の間は工事ヤード、あるいは病院新病棟の建設に伴って振替が必要になってくる駐車場用地として、公園機能とは全く別物として使われますので、今の段階で、ここを一体的にどのような役割分担をするのかということは、示すことはできません。したがって、あくまでも将来的に一体的になるということであって、公園の、我々が今リニューアルをしようとしてる公園機能としては、鳥大用地を除く部分について御議論いただきたいと、このように考えます。以上であります。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 そしたら、もうここはどうなるかっていうのは、もうここでは、ここっていいですか、鳥大に提供する部分は、もうここでは全く考えずに、そこはまあ、変な意味で、ないものといったら変かもしれないですけども、もうそこは除いて全ての機能を米子市として所有する湊山公園の部分で整備していくということによろしいでしょうか。

○津田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 そのとおりです。

○又野委員 あ、なるほど、分かりました。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 都市整備部のところで、ちょっと聞く話じゃないかもしれませんが、要は、新しくこの公園を再整備して、この形にしていくっていうのは、限られたスペースといいますか、提供する部分を、今御議論もありましたけど、基本的に鳥取大学のものになっていくので、しかも、病棟がこの位置に建つということは、公園全体としてはシームレスに近づけるという発想で整備はされるでしょうけど、基本的には病棟の患者さんたちが利用される公園であることが前提の上で、できるだけシームレスにしていくということとして理解して、あまり多くをこちら側の利用、一般市民の利用を期待しないほうが私はいいと思うんですよ。入院してる患者さんたちの様々な心や体のケアに活用できるスペースとして確保していこうとしてるわけだから、そこを踏まえた発想で、私は、その件についてはいいと思う。ですから、限られたスペースの中で、どういうふうに利便性を高めるような、あるいは不都合が生じないような、先ほど今城委員が言われたような整備ができるかということだと思うんですね。

この委員会ではないけども、もし様子が分かればと冒頭言いましたのはどういう意味かといいますと、この構想で公園の形と進入の形が変わってくる、広場の位置も大きく変更する。一つは、鳥大さんのほうに提供する部分が鳥大さんのスペースになっていきますけ

ども、一方で、三の丸広場が最もアクセスしやすい場所に整備されていくという新たな緑地帯といいますか、スペースが生まれるということで、一般市民の使い方の概念というのは大きく変わると思ってらるんですね、私。ただし、今後のこれは米子城跡のスペースも含めて考えたときに、現在の奥の駐車場スペースに行く道路は、加茂町のところから行く、細いぐねぐねと曲がって第3駐車場の入り口のところを通ってってという渋滞を、もうすぐ盆にもなりますけども、物すごく渋滞を起こすあの道路ですよ。もともとこの鳥取大学が病棟を移したい、病棟だけではないという話のかつての最初の話というのは、この米子城の、城山の、さっき言ったぐにゃぐにゃした道路の真下の近い部分に、病院の電源室があったり、施設があったりという防災上の危険の配慮というのが最初にあった話でくるわけですね。そうすると、将来的に、鳥取大学さんのほうが、医学部さんのほうが、こうやって病棟のレイアウトを変えていくということがもう見えているわけですが、さっき言った加茂町から後ろの駐車場に至る道の部分ですね、あの狭隘な。あそこら辺に関わるレイアウト変更とか、あるいは市の希望として、あそこをもう少し道路改良が図れるような、そういった協議の場というのは、まだまだ先の話になっていくんでしょうかね。これはちょっと担当課っていうより副市長だと思うんですけど。

○津田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 具体的な協議の場という形で協議してるわけではございませんが、鳥大とは様々な可能性について話はしております。既に議会にも報告したとおり、また正式に今年度末を予定しておりますが、先ほどのスケジュールにもあるとおり、土地の売買契約を結ぶことになります。その前段で覚書を結んでおりまして、その覚書については議会にも御報告してるとおりであります。その中で、不要な土地については米子市が買い戻すという条項を入れております。その想定がどこにあるかというと、今、中田委員がおっしゃった部分辺りも念頭にあるということは申し上げていいのかなと。ただ、最終的にどうなるのか、今の鳥大の構想においては、今の電源局舎なり、それから今の既存病棟の辺りは、いわゆるイエローゾーン、土砂災害警戒区域に引っかかっているんで、ここには建物施設は造らないというレイアウト構想になっております。それが完成するのは、実は随分先なので、一応以前の話では、たしか2060年だったと思いますが、随分先の話になりますけども、それが完成した暁には、今の非常に形状がよくない、山裾を走っているあの道辺りの拡幅、あるいは場合によっては、もし市がその部分を、仮定の話ですけど、買い戻すというようなことになれば、公園化といったようなものも可能性としては出てくるんだろうと思います。そういった可能性もあるよねっていう話は、これ話としてはしておりますけども、これは最終的に決まる話でもありませんし、今お示しできる話でもありませんけども、そういったことも、アクセスの改善ということでは考えていかなければならないだろうというふうに、今想定といいましょうか、念頭にはあるということは申し上げます。以上であります。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 安心しましたというか、ぜひそのことは、あちら側にも、米子市の念頭というか、考えの中に、そういったことがあるような伝わり方をして、将来的に必要とする、私は場所だと思うんですね。大学病院側も、恐らくあそこに電源の設備があり続けるというのは、長く、非常にリスクを背負う話なので、ただし、あれで電源室を設置替えをして

接続しようと思うと、莫大な費用が恐らくかかることが暗に想定できるので、通常の本当、予算規模ではないんだと思うんですけども、ただ、これは米子市民としても、鳥大のリスクイコール米子の市民の皆さんのリスクだと思うので、そういった解消も早期には図れるような方向でベクトル合わせをぜひしていただく中で、先ほど副市長が答えられたようなことも、相手に十分伝わっていただくように要望しておきたいと思います。以上です。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

田村委員。

○田村委員 先ほど中田委員のほうからは、私が聞こうと思ってたことをしっかり言っていたのと、私が望んでいたことを副市長からもしっかり答えていただけたのと、私も安心いたしました。できれば2メートルぐらいセットバックしてもらって、広いい道をアクセス路として整備いただきたいというふうに思います。

質問なんですけれども、この平面図の左上のバーベキューエリアっていうのがあるんですけども、これは桜の木でしょうか、何本かあって、このメインエントランスまでの間というふうに考えてよろしいでしょうか。

○津田委員長 田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 そうですね、メインエントランスから芝生広場までの間の植樹のスペースを活用してエリアとして指定しております。以上です。

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 現在米子市がバーベキュー可能エリアというのを図面で示されてますが、これは芝生広場から子どもの遊び場までを一体として、今撤去されるモニュメントっていうんですかね、池っていうんですか、あそこを中心としてかなり広いエリアを指定されていらっしゃるんですけども、そこがすぼっとなくなって、ここに集約してもらおうということではよろしいのでしょうか。

○津田委員長 田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 そのとおりでございます。

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 何っていうんですかね、バーベキューできるのはここだけですよって、例えば桜まつりの期間とか、そういうニーズが高まるときに、例えばそういったイベント、この芝生広場の上の部分ですね、ちょっと盛り上がってステージ場に使えるといったところを、例えばイベントで使われる桜まつりなどで、そのすぐ横で、もくもくとやってもらおうと、そういうへんてこな映像がちょっと頭に浮かぶんですけども、これ、分散させてあげたほうがいいんじゃないですかね、どうでしょうか。

○津田委員長 田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 現在のバーベキューの利用についてもなんですけども、業者様からの申請を受けて、許可による利用ということを制度としてさせていただいておりますので、その辺りの大規模なイベントがあるときなどは、業者様に御案内させていただこうかなというふうには思っております。

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 御案内って何の御案内ですか。

○津田委員長 田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 当然大きなイベントというのは、事前に前もって入るケースが多いというところですので、その辺りのイベントが重なっておるときなどには、申請があったときに御紹介させていただいて、ちょっと分散させていただこうかなというふうには思っております。

（「分散、分散。」と田村委員）

別の日を検討していただくようなことを考えてます。

（「別の日。別の日に。」と田村委員）

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 すみません、バーベキューやりたい人、桜まつり行きたい、そういう桜見ながらしたい、それをやめてください、違う日って、そういうことなんですかね、別の日っていうのは。そんなことできるんですかね。

○津田委員長 田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 桜まつりのときには、バーベキューの利用の申請が出たときには、ちょっと許可のほうはさせていただいております。以上です。

（「しない、しない。分かりました。」と田村委員）

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。それで、先ほど今城委員からも御意見ありましたが、トイレのことなんです、やはり、私も一市民として考えるに、例えば若いお母さんが子どもを連れてきた、遊具で遊んでる、御自身がトイレ行きたいというときに、やはりそこから目を離して、随分離れたところに行かなきゃいけないとか、お年寄り、おじいさん、おばあさんがお孫さん連れてきた。お年寄りですからトイレ近いというふうになったときに、やはり、その距離を歩かせるのかということを考えると、やはりちょっと合理性がないなというふうに思いますし、この子どもの遊び場の図面の下の辺りにでもトイレっていうのはあっていいのかなと。近くに駐車場側にトイレありますよっていう御案内もあるかも分かりませんが、やはり距離感的には目の前という安心感を子育て世代の方、お母さん、お父さんたちにも持っていただけるような配置っていうのは配慮としてあっていいと私は思います、見解を伺います。

○津田委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 ちょっと繰り返しになります。現在の考え方として、先ほど今城委員さんにも御答弁させていただいたとおり、既存の施設の2か所と、あと、その動線なりに、あと御案内というところで、利用者の方がトイレはどこだろうとかっていうことで、探してなかなかたどり着けないとかっていうことがないような御案内なりをさせてもらいながらというような考えで今計画をさせてもらっているところでございます。以上です。

○津田委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。最後、これ以前も言ったかもしれませんが、芝生広場の中に、左下にぽつんと木があるんですが、これ要りますかねと思うんですけども、これないほうがよくないですか、イベント等を開くときとか、見晴らしとか、いろいろ考えた際に、園路からの視認性、そういったものの障害になりませんか。これどうしてもつけますか。

○津田委員長 田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 こちらの広場に存置しとる樹木なんですけれども、

この広場の確保というところは大前提としておりますけども、その中で、どうしても緑陰といいますか、日陰のほうが少ないしますので、そちら、状態のいい樹木をある程度配置のバランスを考えながら残しておるというところでございます。

○**田村委員** 分かりました。

○**津田委員長** よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

西野委員。

○**西野委員** 猿の件なんですけど、猿が島、これはこのまま残すということなんですけど、キッチンカー出店コーナーっていうところがあって、その右側のスペースに、もう1個猿の厩舎造れないかなと思ってまして、そこにもう1個造って、この既存の猿が島、ここと、もう1個造った新しい猿が島、これを、この中央園路の上部を猿が行き来すると。よく動物園とかでありますけど、そういったことできないかなと。このままいくと、何か米子市、猿に対して冷たいイメージとか、そういうのが残ってしまうんで、そういったことできないかなというのがありまして、どうでしょうか。

○**津田委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 既存猿舎を増設とかっていうところは、今計画としては考えていないというところでございます。ただ、湊山公園、先ほどもちょっと申しましたとおり、従来から湊山公園の利用のアンケートとか取ると、やはり猿のことを言われる方が非常に多くて、湊山公園イコール猿というイメージをたくさん持っておられる方もおられますので、そういったところはきちっと生かして、今後も湊山公園のランドマークとして当面は引き続き利用していきたいというふうに考えております。以上です。

○**津田委員長** 西野委員。

○**西野委員** 頭数減らすっていうのも対策ですけど、ランドマークを維持するためには、空いてるスペースがあれば増設して、さらに猿を見せるという感じに持っていけたらいいんじゃないかなと思って、一応そういう意見として伝えておきます。

○**津田委員長** そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**津田委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、地域との協働による公園等の利用ルールづくりについて、当局からの報告をお願いいたします。

本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** そうしますと、地域との協働による公園等の利用ルールづくりについて御説明をいたします。今通知を送らせていただきます。

それでは、この委員会資料、冒頭にもちょっと記載しておりますが、市内の公園等につきまして、市内一律の利用ルールでは、それぞれの公園等の実情や多様なニーズになかなか対応できない部分もあろうかというところで、それぞれの公園の実態に応じたルールを地域と協働で考えていくという取組でございます。

1番に記載しておりますとおり、取組の名称としましては、「みんなで話そう！私たちの公園ルールづくり」ということで、2番、対象施設につきましては、これは市内の皆さんのお住まいに密着した公園、具体的には街区公園ですとか、これに類する、よく住宅開発

で開発されるような緑地等を対象というふうに考えてます。米印のところに書いておりますけども、あくまでも地元の地域の方、自治会等から御相談なり要望、こういう利用について困り事があるとか、あとは、こういう使い方ができないとか、そういった御相談があった場合に、こういった取組をさせていただきたい。あるいは場合によっては市のほうに問合せがあったときに、市のほうから地域の方に働きかけをさせていただいて、どうでしょうかというようなところで取決めをさせていただくというようなことを想定しております。決して全ての対象施設を市のほうが地元ルールづくりを押しつけるということではございませんで、あくまでも皆さんが使いやすい、こういったことができるかという御相談等があったときに対応させていただくということを想定しております。

こういった取組については、今までも自治会さんなんかとお話をして、ちょっと後になりますけども、こういった、ちょっとワークショップとかっていう形ではないですけども、いろいろと話をさせてもらいながら、実際にルールを設定している公園等も現在もございまして、このたびちょっとそれを明確化して、ちょっと分かるような形にさせてもらって、地元の方にも御案内させていただきやすいような形にさせていただいたというところでございます。

3番の実施方法ですが、手法としては大体3回程度のワークショップを想定しております。ワークショップの参加者としては対象施設、これは各施設ごとのルールづくりということ想定してますので、その施設から大体250メートルの範囲の含まれるような自治会さんなりとちょっと御相談をさせていただいて、この丸に書いてます自治会さんの御推薦の方ですとか、日頃から公園を利用されてる方、これはもう、どちらも自治会員さんに限定する話ではございません。あと、原則として、この施設に隣接してお住まいの方を必ず1名以上入れていただくというふうなところを考えております。大体ワークショップを3回想定してる流れとしては、この表に記載のとおりでございますが、地域さんとの話により、この回数とか、当然やり方とかは、いろいろと臨機応変に対応していくことになるかというふうに思ってます。

これによる効果でございます。4番に記載しております。冒頭言いました地域の実態、それぞれの実態に応じた公園の利用ルールが実現できる。それから、お住まいの方と利用者の相互理解、マナー向上、そういったところ、あと、地域での交流や公園の利活用の促進といったところを期待される効果として考えているところでございます。

この取組につきましては、今後はホームページ等でも御紹介をさせていただいて、各自治会長さんなりにも適宜御案内をさせていただいて、そういった公園の利用に関して、いろいろとこういうことをしてみたいとか、そういったことがあれば、御相談していただくというふうな形で進めてまいりたいというふうに思っております。

説明は以上です。

○津田委員長 説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

○又野委員 ちょっと確認なんですけれども、これ、公園の利用者さんと近所の人たちとのトラブルって、私もたまに相談受けたりはするんですけれども、そういうふうになにかあったときとか、要望があったときとか、近隣の人からとか、利用してる方からとかに、そ

の都度、その公園についてのワークショップを必要であればしていくってということで、何か一斉にそのワークショップをしたりとかじゃなくて、その都度、その都度っていうことでいいですね、すみません、確認で。

○津田委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 基本的には各施設ごとで、その関係のメンバーでやっていくというふうに考えてます。何か、例えば一自治連合会単位でやるとか、そういうことを想定しているわけではなくて、各施設ごとでやっていくというふうに想定してます。以上です。

○又野委員 分かりました。

○津田委員長 今城委員。

○今城委員 すみません、端的に。対象施設っていうのが、街区公園及びこれに類する緑地っていうことになっているということと、それから、自治会から取組への要望があったり、こちら側から取組が必要と判断したところっていうことになるので、当然市の中にはそういう街区公園とかはたくさんある中で、手挙げがあったところと、こちらからお願いするっていうところなので、全く今回の部分でいう手をつけないということも起こってくるだろうっていうふうに今、見せていただいて、そういうふうに思っているところなんですけれども、そういう中で、今非常に自治会を中心にしてっていうところで地域っていうことですから、一つのくくりではそうなると思うんですけど、自治会の加入率が非常にどんどん下がっていくっていう状況の中で、この人たちがこういうふうに決めて、こういうふうに自らの地域の課題も含めて、取組を進めてルールが決まりましたといっても、自治会に入っていない人たちから、何でそんなもん勝手に決めたのみたいなようなことにならないための方策とか、何かそのような感じの、何でうちに例えば、全く今手が挙がらなかったりしたので、ならなかった、手を今回つけなかったっていう感じのところから、何でうちにはそんなないだみたいな感じの、様々なことがこういうやり方をしようとするときには、もういろんな意見やいろんなことや、出来上がったその後からも、もういろんなことが起こってくるようなことが想定できるなあってちょっと思ったりするんですけど、そういうことについてのことは、何か対策ではないですけども、考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとだけ伺っておきたいです。

○津田委員長 本千尾都市整備課長。

○本千尾都市整備課長 やはり我々が地域の方にお話をさせていただくということになると、どうしても自治会さんというところを少し頼らざるを得ないというのは正直ございます。先日ちょっと自治連合会のほうでもちょっとお話をさせてもらったときにも、そういった意見もございました。その選出の仕方っていうのは、当然いろいろと難しい部分はあるかと思いますので、その辺りにつきましても、ちょっと御相談をさせていただきなうらというふうには思ってます。当然、先ほどちょっと説明でも言いましたように、必ずしも自治会員さんに限ったことというふうに我々も考えてませんので、そういったこと、例えば継続的に利用されてる方であれば、例えばグラウンドゴルフをされてる方とかっていうのは、その自治会じゃない方っていうのも当然おられますし、あと、そういった自治会員以外の方でも何かつながりがある方とか、そういったところは相談をさせてもらいながら、利用後もそういったいろんな意見がまた出てきたときは、見直しとかっていうところも地域の方と御相談しながらというふうにはなろうかとは思ってますけども、取組の

まず取っかかりとして、まず自治会さんとちょっと御相談をさせていただきながらというふうには考えてます。以上です。

○津田委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。ここに書いてくださってるように、禁止事項中心のルールってところから、それぞれが本当にどうすればってところに、それぞれが考えながら運営していこうっていうのは、至極もったもなことでありながら、これまで本当にやれなかったとか、やってこなかったっていうことになると、ちょっと大きくかどうか分からないんですけど、方向性が変わってくるっていう意味からは、なかなか御理解できないっていう方もたくさんいらっしゃるかもしれないんですけど、ルールづくりとともに、皆さんに対する丁寧な説明とかみたいなのをお願いしときたいなと思います。みんながどう共存できるかっていうことは、どうみんなが喜んで使えるかっていうことにきつくなってくると思うので、そういう意味では、気持ちよくみんなが使い、整理整頓もみんなやってとかみたいなのが共存できるような形になるためには、皆さんが納得して下さったり、喜んでくださったりするような、ルールだけではない在り方みたいな感じのことがあればいいかなっていうふうに思うので、それ、とっても大変な仕事だと思うんですけど、ぜひよろしくをお願いします。以上です。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

新井委員。

○新井委員 一般質問でもさせていただいた内容なので、ちょっと関連してお伺いしたいと。今のお話で、例えばグラウンドゴルフで利用されたいっていうことであれば、整備として、もう更地がいいみたいな話とかも出てくるのかなと思うんですけど、何かそういった整備に対するニーズとか、そういうところまで将来的に反映していくっていう予定はあるのでしょうか。

○津田委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 この取組そのもの自体は、あくまでも公園の利用のやり方というところですので、当然そういう整備のニーズとかっていう話も出ようかと思います。それは御意見として、いろいろと伺うことはあろうかと思います。整備というところになりますと、今やってる公園の再整備ですとか、あと長寿命化とか、本会議でもちょっと答弁させていただいてますけども、そういったところでもいろいろとニーズというところはお伺いしながらさせてもらってると思うので、そういったところ対象になってくれば、そういった意見も踏まえながら検討させていただくということにはなろうかと思います。以上です。

○津田委員長 よろしいですか。

そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 0 時 0 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○**津田委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

上下水道局所管について審査をいたします。

初めに、議案第79号、米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

林副局長。

○**林上下水道局副局長兼営業課長** 議案第79号の米子市下水道条例の一部を改正する条例についてと、次の議案第80号の米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、使用料の改定につきましての説明ということで、両条例が重複する部分が多いことから、この第79号と第80号の説明を一括でさせていただいてもよろしいでしょうか。

○**津田委員長** よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**津田委員長** では、そのように行います。

足立担当課長補佐。

○**足立営業課料金担当課長補佐** では、議案第79号、米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、改正理由としまして、これは、地方公営企業の独立採算制の原則に鑑み、公共下水道事業の運営の健全化を図るため、公共下水道の使用料を改定しようとするものです。改定時期につきましては、令和9年4月検針分からでございます。

ここで基本的な説明とはなりますが、下水道使用料は、水道の使用水量に基づき計算することとしておりまして、使用水量を基本使用料部分と超過使用料部分でそれぞれに計算し、合算して使用者の方に請求する形になっております。また、温泉污水及び公衆浴場の污水については、水量に1立方メートル当たりの単価を乗じて計算して請求を行っております。

このたび、基本使用料ですが、排除汚水量8立方メートルまで1か月分を税抜きで現行の1,270円から1,460円に改定となっております。率にして約15%の引上げを行おうとするものです。通常は検針は2か月に1回行い請求しますことから、2か月分でございますと、現行の2,540円から2,920円となり、改定の差額は380円になります。また、基本使用料を超えて使用する超過使用料の単価につきましては、議案の表の超過使用料の区分のとおり、各使用水量の区分において、率にして平均で約15%の引上げを行おうとするものでございます。また、温泉污水及び公衆浴場污水につきましても、使用料単価を1か月1立方メートル当たり税抜きで88円から101円に、率にして約15%の引上げを行おうとするものです。

続きまして、お送りしております説明資料の右上の表を御覧ください。実際に使用者の方に請求させていただく2か月分の使用料の額で申しますと、例えば基本使用料の水量を超えて20立方メートルを御利用の場合、税込みで現行の3,471円から3,995円になり、改定差額は524円でございます。それから、標準的な御家庭における使用水量は2か月で40立方メートルと言われておりますけれども、この区分で申し上げますと、現行の6,859円から7,911円になり、改定差額は1,052円でございます。

次に、この資料の下半分を御覧ください。このたびの改定により、下水道使用料について、令和9年4月検針分から新たな料金で計算し請求させていただくために、この改正条例の施行時期は、令和9年の2月1日とします。検針は2か月に1回でありますことから、検針が偶数月の地区と奇数月の地区で新たな料金の適用月が同じになるように、両地区ともに4月の水量である3月使用相当分から新料金を適用しようとするものを説明したものになっております。

これにつきまして具体的に申しますと、偶数月の4月に検針した地区におきましては、2か月分の使用量を2分の1ずつに分けて、前半部分の水量は旧料金で、後半部分の水量は新料金で算定します。一方、奇数月の検針地区におきましては、4月分から新料金となりますことから、3月検針分は全て旧料金で算定し、次の検針月である5月検針分は全て新料金で算定するため、この条例の経過措置において定めようとするものでございます。下水道使用料の計算の基になる水量の検針が2か月に1回でありますことから、料金改定の際は、従来からこのように取扱いを行っているところでございます。

では、続きまして、議案第80号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。農業集落排水施設使用料の改正理由、改定時期、施行期日及び経過措置、新たな料金の適用月等の扱いについては、先ほど述べた下水道条例と同様となります。

農業集落排水施設条例のほうには、温泉污水及び公衆浴場污水の記述がありませんが、これを除いて農業集落排水施設使用料の料金体系は、下水道使用料と同様となっております。改定の率についても、下水道使用料と同様の率とするものでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○津田委員長 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

又野委員。

○又野委員 ちょっと確認ですけれども、前回の料金改定というのがあったと思うんですけども、その時期と大体何%ぐらいだったかっていうのを、ごめんなさい、確認で教えてもらえますか。

○津田委員長 林副局長。

○林上下水道局副局長兼営業課長 前回の改定につきましては、令和3年の10月の検針分から、改定率につきましては、平均で15%ということでございます。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 令和3年10月で、率としては大体同じぐらいということですね。

それと、公共下水道が来ないところは合併浄化槽で対応されるということで、たしかこの公共下水道の負担とそんな差が出ないように、合併浄化槽の設置とか維持だとか、補助が出てたと思うんですけども、それにもこの料金改定は影響してくるっていうふうに考えていいんでしょうか。

○津田委員長 林副局長。

○林上下水道局副局長兼営業課長 すみません、今の質問のほうにお答えさせていただきますが、合併処理浄化槽の維持管理費用の補助金につきましては、公共下水道エリア、いわゆる下水道使用料との負担の差額を補助する仕組みでございます。維持管理費用につき

ましては、これ当然物価上昇等がございますので、私どものほうで、今後市場調査等を行いますけれども、仮にの話なんですけれども、維持管理費用が保守点検、清掃、法定検査、それから電気代等がございますが、それが今のままだという前提といたしますと、このたびの下水道使用料の改定に伴いまして、合併処理浄化槽の維持管理費用との差が縮まるということになりますので、その分、維持管理費用の補助金も減額するような形になるというふうに考えております。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 実際の維持管理費用を見てっていうところですね、分かりました。

それと、ほかの自治体とかでは、物価高騰対策の国の交付金とか使って、例えば上下水道とかの使用料の負担を少なくしたりっていうところがあるんですけども、米子市のそういうのは、一応対象にはなると思うんですけども、ちょっとそこを確認させてもらっていいですか。

○津田委員長 林副局長。

○林上下水道局副局長兼営業課長 他市においての上下水道の使用料の減免ということで、物価対策の臨時交付金を使って減免ということがあるんじゃないかというお問合せでございますが、ちょっと確認してみましたところ、大阪の関西のほうで、尼崎市ですとか、池田市が、同様に物価対策の臨時交付金を使いまして、水道料金、それから下水道使用料を減免してるというケースがございます。ただ、米子市につきましては物価高騰対策でございますけれども、下水道使用料を減免するかどうかにつきましては、本市の全体の中でその実施について判断をするというふうに認識しておりまして、さっきもおっしゃられてたんですけど、下水道と農業集落排水のほうが市内全域をカバーしていないということになりますので、そうすると、合併処理浄化槽のエリアは、下水道使用料とか農集の使用料が減免が行き届かないということになりますんで、同じ市内で差が出てしまうということになりますから、現時点において、一部の区域を対象とする下水道使用料の減免のほうは考えておりませんということでございます。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 ただ、下水道が通ってないところも負担割合は変わらないようにしようということで、合併浄化槽も維持管理費も考えられてるっていうことは、下水道の使用料を減額というか、交付金とかを使ってやった場合も、その差を埋めるっていう考え方は変わらないと思うんで、ただ、それはそうとしても、実際に下水道使用料の負担を減らしていくかどうかっていうのは、どう考えるかっていうところはあるんですけども、そうすると、基本的には米子市としては、そういう交付金とかを使って負担を上げないようにするとか、減らしていくっていうのは今のところは考えてないということではよろしいんでしょうか。

○津田委員長 林副局長。

○林上下水道局副局長兼営業課長 すみません、重ねての御説明になろうかと思っておりますけれども、下水道使用料につきましては物価対策交付金を使っての減免につきましては、市全体の施策の中で考えていくべきものだというふうに認識しておりますし、合併処理浄化槽につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公共下水道の使用料との差がある部分は補助するという仕組みでございますので、そのように御理解いただければと考えておりま

す。

○津田委員長 又野委員。

○又野委員 すみません、一応今のところはそういう交付金を活用するというのは考えてないっていうふうに捉えていいんですか、今の話は。

○津田委員長 林副局長。

○林上下水道局副局長兼営業課長 今の時点では考えてないということでございます。

○又野委員 分かりました。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員 経営戦略のほうを読ませていただいているんですが、令和9年度4月から15%の使用料改定で、その後、令和12年度に7%の使用料改定が可能であるか検討していきますと、以降は3年ごとに審議会を開いて検討していくというような見通しになっているかと思いますが、現段階で、この令和12年度における7%改定というのは、どのぐらい現実的なもの、視野に入っているのか、実現したほうがいいのか、財政状況見ましたら、当然この値上げというのは避けられないものではあると思いますが、現段階で令和12年度の7%改定というのが実現に近づいているのか、その辺り分かっている範囲で教えていただければと思うんですが。

○津田委員長 横木課長。

○横木経営企画課長 令和9年度に15%の改定をして、その後、令和12年度のお話ですね。何%ぐらいの改定を見越しているのかということでございますけれども、昨年度、この公共下水道と農業集落排水施設の使用料につきまして、審議会で審議をしたところでございます。その中でお示ししました資料で、令和9年度に15%の増額改定をした場合は、令和12年度は16%の改定が必要だということでお話をしております。理由といたしましては、まず、物価高騰によりまして、下水道の改築更新に係る資材などの価格も高騰しております。それから、昨今の人件費の値上がりもありまして、委託料の中に含まれる人件費などの値上がりもありまして、当時の時点では12年度に16%ということになっております。

○津田委員長 門脇委員。

○門脇委員 私が見ている経営戦略が令和6年のものですので、昨年の審議会でのことでしたので、そこでは7%だったのが、昨年の審議会では、令和12年度には16%の改定が必要であるというような話が出ています。その後、これももしかしたら変わっているかもしれませんが、物価上昇のパーセントが2%もし毎年物価上昇が続くようであるとすれば、その令和12年度の後も、3年ごとに改定が必要であると、大体6%か7%ぐらいの改定が3年ごとに必要であるというふうな見通し出されてますけども、こちらは何かわ変わったりしておりますか。今のこの令和6年の経営戦略ではそうなっていると思いますが。

○津田委員長 横木経営企画課長。

○横木経営企画課長 令和12年度のその先の3年ごとということでございますけれども、先のことですので見通しというのは詳細には立てにくいというところもありますが、経営戦略の中では物価上昇のパーセンテージ、ちょっと記憶に頼って話しておりますが、

2%ぐらい見ておったと思いますが、その予定で推移するというので、現在のところは見通しを立てております。

○津田委員長 門脇委員。

○門脇委員 ありがとうございます。先ほどお話ありました、この令和6年の経営戦略の中では、令和12年度においては7%と推定されていたものが、昨年度16%に、いろいろ資材等の高騰も含めて変わっていると。恐らく今後3年ごとに審議会開催されて改定を考えるということですが、この数字で大体6%から7%っていう数字も、もしかしたら今後の局面においては変わってくる、より高騰してくる、高くなってくる可能性があるんじゃないかと思います。先ほど交付金を投入するなという話があったんですが、もちろん公営企業ですから、独立採算制という原則に基づいて、一般会計からの繰入れ等はないということにされたかと思いますが、過去の改定の変遷を見ますと、大体8年置き、7年置き、6年置きと、前は令和3年度に改定されてますから、大体6年から8年ぐらいの間隔を置いて15%程度の料金改定をされてきたかと思います。そこに沿ってみますと、令和9年度、今上がってますけれども、ここで15%、これ、私は異を唱えるものではないですが、その後の3年後に16%ということが必要だったとするならば、これまでの上昇率がかなり跳ね上がった上昇率になりますので、多くの市民の方にとっては、全てが下水道を使ってるわけではないですが、多くの市民の方にとって負担が一気に増すということになります。その後も、まだ予測は立てられませんが、そういった6年ごとに15%とか、8年ごとに15%っていう、これまでそういうステップを踏んできたものが、一気にちょっと上がってしまうというのは、場合によっては、やはり一般会計からの繰入れ等も考えて対応をするということも、全額補填するわけではなくて、同じように6年や8年のスパンで15%ぐらいになるような措置というのでも考えてみられてもいいんじゃないかなと思うんですが、その辺り含めて、どうでしょうか、一般会計からの繰入れ等はお考えはないということですが、今後についていかがでしょうか。

○津田委員長 下関上下水道局長。

○下関上下水道局長 一般会計からの繰入れについてでございますけれども、門脇委員がおっしゃっておられます、今まで6、8年ごとに上がってきているというようなことなんですけれども、今までとちょっと状況というものがかなり変わってきているっていうのは事実だろうと思っております。今まで、それこそデフレの時代から、これから物価が少しずつ上がっていく、そういったような少し世の中の動き自体が、活動自体が変わりつつある、そういったようなタイミングにあるというふうに思っております。ですので、これから、公営企業ですので、しっかりと企業としての経済性を発揮しまして、圧縮できるところは圧縮していく、それから、できるだけコストがかからないように、あるいは効率的にっていうような取組は当然、不斷の努力はしていくんですが、それでもやはり負担をお願いしないといけない部分というのは当然出てくるものだろうと思っております。それで、そこに繰り出しをというお話でございますけれども、よく御存じのとおり、それこそ独立採算制ということでございます、基本的には。ただ、下水の場合は雨水処理の部分については公費が入っております。雨水と汚水と両方処理する区域もございますので、その部分については、当然一般会計からルールに従って繰り出しをいただいているとこ

ろですので、そこの部分の経費が伸びれば、当然繰り出しの額も伸びていくということにはなるんですけれども、いわゆる赤字繰り出しですね、それを多分言っておられるんだろうと思うんですけれども、赤字の部分の補填ということにつきましては、やはりまだまだ公営企業としてやるべきこと、できることってというのはたくさんあるんだろうというふうに思っております。ですので、そこはしっかりやっていくということがまず第一であるうと思っております。それと、先ほど言いましたように、税金を投入するということ、これを要するに生活困窮者対策、物価対策ということでやるというのは、確かにやり方としての手段の一つではあるかとは思いますが、ただし、そこはやはり、生活困窮者に対する施策っていうのは、一般施策として本来は行うべきものだろうというふうに思っております。例えば、それこそ低所得者に対する支援であるとか、そういったようなものは、一般施策としてやるべきであって、公営企業の中に直接お金を投入して、そこを安くしてやっていくというような性質のものでは基本的にはないだろうというふうには思っております。

○津田委員長 門脇委員。

○門脇委員 最後の少し、生活困窮世帯っていう話になりましたけど、そういう話ではなくて、全体として、おっしゃってることはすごくよく分かります。もちろん独立採算制を維持するというのが公営企業としての在り方の一つですから。ただ、私が問題にしているのは、先ほど情勢の変化によって、今物価高の局面ですっておっしゃったんですが、その情勢の変化があったからこそ、それに行政が柔軟に対応していく、つまり全額を一般会計からの繰入れによって頼るのではなくて、先ほどから申し上げてますとおり、6年や8年のスパンで15%ずつ上がってきたという、この流れを今度は、もし先ほどの御答弁のとおりだとするならば、令和9年度に15%上がって、3年後の12年度にまた16%上がるということになるわけですね。これが、市民が今下水道料金だけじゃないですよ。全ての物価が上がっている中で、なかなかここまでの負担を強いることができるかっていうのは、なかなか難しいかなと思います。そういった意味で、これが3年後に16%じゃなくて、同じスパンで6年後に15%、16%となるような補填をするというのも考え方の一つではないかなということで、無理に強制をしてるわけではないですけれども、そういった視点で、なるべく市民の視点に立って、この繰入れというのは、はっきり言ってルール違反かもしれないけども、ただ、できないことではないですから、そういったことも考えてもいいのかなということでちょっとお話をさせていただきました。

○津田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 検討の余地という意味では、検討の選択肢として否定するものではありませんが、先ほど上下水道局長も申し上げたとおりであります。どっちの財布から出すかっていう話だと思います。利用者が応益負担で使用料として出すのか、市民全員が出した税金の中から、門脇委員よく御存じのとおり一財も市民の税金になりますので、誰かが持ってきてくれたわけではない、市民の税金であります。そこには下水道をお使いの方も下水道をお使いでない方もいらっしゃるし、必ずしも使用料と納税額というのは連動しませんので、下水道の応益割合に応じて税金が集められているわけではないと。その税金を一財というのはそういうものですので、一般財源から補填するということに対して、どれほど市民やこの議会の御理解がいただけるのか、まず、そこが大きな論点だろうというふうに

思います。確かに上昇局面において、いかにその上昇の経済的負担を小さくするかという論点は大事な論点だと思います。ただ、やはり、重ねてではありますけど、まず、我々が考えなければならないのは、企業収益をいかに改善する、要はコストを下げるということに注力をして、その上で最終的な値上げ部分について、どういう財源構成でそれやっていくかという御議論を、もちろん必要があれば、市民に税金、一般財源の中から埋めるということに御理解、あるいはそれが妥当だという御判断があれば、そういったことも含めて議論するということが自体は否定しませんけども、それはそれで大きな論点があるということだけは申し上げておきます。以上であります。

○津田委員長 門脇委員。

○門脇委員 今、副市長おっしゃっていただいた、基本的には受益者負担という原則ですから、料金で賄うというのが一般的ではあると思いますけれども、先ほど又野委員からお話出たんですけれども、合併浄化槽の使用に関しても、下水道料金の負担が上がれば、それに伴って補助金は減らしていくということでしたから、逆に言えば、下水道料金の負担を軽くするということであれば、浄化槽を利用されてる方も、合併浄化槽の補助金というのも踏まえて、併せてやっぱり議論していくということが重要ではないかと思います。一つの方向性として、ぜひ議論させていただきたいと、これができればと、この件については思っております。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様のお意見をお願いいたします。

又野委員。

○又野委員 私どもの会派は、これまでもですけれども、訴えているとおり、このような使用料の増額になるような、市民負担が増えるようなのには反対の立場であります。物価高騰の局面に入ったからということでもありますけれども、最近の実質賃金は少し、ここ数か月プラスになってるような話なんですけれども、結局、それまでずっと実質賃金もマイナスの状態がずっと続いている状態で、日本全体ですけれども、米子市民も生活がどんどん苦しくなってるっていう状態はまだ変わらないです。これが、収入も増えて、例えば年金も増えたり、そういう所得が増えてきている状況であれば、負担が増えていくっていうのも分かるんですけれども、まだまだそういう状況じゃない、そして国も物価高騰対策をしている状態であれば、やはり物価高騰対策という意味でも、負担を増やさないような仕組みをやっぱりつくっていくことが大事だと思いますので、今回の改定については反対の立場です。以上です。

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、一括して採決いたしたいと思います。

（「それぞれで。」と森井議事調査担当局長補佐）

○津田委員長 それぞれ。すみません、失礼いたしました。

それでは、議案第79号、米子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…新井委員、今城委員、門脇委員、田村委員、中田委員、西野委員、
渡邊委員〕

○津田委員長 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号、米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…新井委員、今城委員、門脇委員、田村委員、中田委員、西野委員、
渡邊委員〕

○津田委員長 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、上下水道局から1件の報告がございます。

令和8年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の配分状況について、当局からの報告をお願いいたします。

折戸経営企画課室長。

○折戸経営企画課下水道企画室長 そういたしましたら、当件について説明のほうに入らせていただきます。資料のほう、今通知いたします。よろしいでしょうか。そういたしましたら、当件について説明のほうさせていただきたいと思います。

今回の資料、3ページの構成になっております。1ページ目では、上下水道事業各配分状況について、事業費並びに要望額、これ国費ベースですね、要望額、それから、3番、4番として、交付配分額、交付配分率、これを示しております。それから、2ページ、3ページにつきましては、各水道事業や下水道事業ですね。直近5か年における要望額、交付決定額を棒グラフ、それから国費の配分率を折れ線グラフで示して、要望状況や配分状況の推移が視覚的に分かりやすいようにしたところでございます。

それでは、もう一回、ちょっと1ページのほうに戻っていただきまして、配分状況について説明のほうさせていただきます。

まず、左のほうの枠を御覧ください。水道事業でございます。水道事業、防災・安全交付金の重点配分として、これにつきましては、減災・防災対策として、基幹的な水道施設の耐震化に向けた更新費用でございます。36.3%の配分でございます。この配分を受けて、その対応としましては、この事業の事業対象箇所の重要度、それから優先度を勘案して、今後の事業スケジュールの見直しを行いました。非重点配分の該当はございません。

そしたら、下の緑色の欄を御覧ください。この事業は、地震時などにおいて、安定的な給水を目的として、石州府の水源地に自家発電を設置する事業でございます。配分率は100%でございます。

水道事業全体における防災・安全交付金と補助事業を合わせた配分率は43.3%でございます。

次に、下水道事業の配分状況について説明をいたします。まず、一番上の水色の社会資本整備総合交付金、重点配分とありますけども、これは下水道の新規整備事業、下水道管路の新設です。それから、あとは米子浄化場の内浜処理場への統廃合事業などの事業でございます。配分率は79.7%の配分でございます。

それから、下の防災・安全交付金でございます。重点配分につきましては、これは減災・

防災対策として、管渠、それから処理場・ポンプ場の耐震化、それから浸水対策である大沢川暗渠の代替水路の整備や、雨水管理総合計画に基づく雨水排水施設の整備に係る費用でございまして、配分率は80.2%の配分でございます。

それから、同じく防災・安全交付金の下の非重点配分のところですけども、これは、老朽化対策として、管渠、処理場、ポンプ場のストックマネジメント事業に係る費用でございます。29.7%の配分でございます。対応といたしましては、事業対象箇所や業務の重要度、優先度を勘案して、今後の事業スケジュールの見直しを行いました。

また、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の確保に向けて、今後も要望活動を継続するほか、交付金制度や補助事業も有効的な活用に努めていきます。

それで、防災・安全交付金の重点、非重点を含めた配分率は67.9%でございます。

そうしましたら、下の緑の補助事業を御覧ください。まず、上の項目ですね。重要下水道管路更新事業とありますが、これは令和7年の1月に、埼玉県八潮市で発生した下水道管路破損による道路陥没を受けて、国が上下水道管路の老朽化対策の強化に向けて新たに創設した補助事業でございます。これは100%の配分となっております。

次に、下の官民連携基盤強化推進事業でございますが、今現在、ウォーターPPPの導入に向けて、本市は導入検討を進めておりますが、今年度における配分率は57.0%でございます。

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、補助事業を合わせた下水道事業全体の配分率は77.9%でございます。

説明は以上でございます。

○津田委員長 それでは、説明が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

以上で上下水道局からの報告は終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時40分 再開

○津田委員長 都市経済委員会を再開いたします。

閉会中の継続審査についてを議題といたします。

閉会中に継続して審査をする必要がある場合、会議規則第76条の規定により、あらかじめ議長に申し出る必要があります。資料に記載しております事項について、閉会中の継続審査を申し出たいと思います。この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○津田委員長 御異議なしと認めます。では、このとおり申出を行います。

次に、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。どのように選出いたしますでしょうか。

〔「委員長推薦で」と今城委員〕

○津田委員長 それでは、選出方法でございますが、委員長の指名とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「はい」と声あり〕

○津田委員長 それでは、広報広聴委員には、新井委員と私としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と声あり〕

○津田委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施の可否について協議をいたします。

委員の皆様、御意見がございますでしょうか。

〔「行きましょう」と声あり〕

○津田委員長 行きますということで。

それでは、行政視察につきましては、実施するという事でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○津田委員長 では、実施することといたします。

次に、実施時期につきまして協議をいたします。8月につきましては、既に公務や会派視察、また9月の定例会も始まることもありまして、日程調整が難しい状況となっておりますので、10月、11月に実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○津田委員長 では、御異議ありませんので、10月、11月に実施させていただきます。

では、期日につきましては、いかがいたしましょうか。もう今決めたいとか。

〔「決めましょう」と声あり〕

○津田委員長 今がいい、今がいいですか。

（「ちょっと予定表とか持ってきていいですか。」と西野委員）

○津田委員長 じゃあ、分かりました。スケジュール帳持参のため、暫時休憩をいたします。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 再開

○津田委員長 では、再開いたします。

それでは、実施時期につきまして、案を申し上げたいと思います。視察の実施時期としては、10月21日水曜日から10月23日の金曜日の2泊3日、もう一つの案は、11月4日水曜日から11月6日金曜日の2泊3日がありますが、このときは、11月5日に副議長の公務予定があるかもしれません。ということで、もう選択肢としては、もうこの最初に申しあげました10月21日から23日の2泊3日ということになってしまいます。それで、この日がもしもちょっと分からないなっている場合につきましては、副議長の公務予定がはっきりする閉会中の委員会で決定になりますが、いかがしたらよろしいでしょうか。

10月21日から23日でよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

（「副議長の日程が決まるのが、結局、5日は……。」と西野委員）

○津田委員長 もっと先になってしまいます。

(「皆さんの日程が……。」と今城委員)

(「総務が１０月。」と田村次長)

(「民生が１１月４日から。」と森井議事調査担当局長補佐)

○津田委員長 民生が１１月４日。総務が同じ。

(「１０月２１日から、同じ日程です。すごいタイトなんですよ。」と森井議事調査担当局長補佐)

(「そこしか空いてないと思いますよ。」と中田委員)

(「そこしか空いてないですね。」と森井議事調査担当局長補佐)

○津田委員長 じゃあ、皆さん、この１０月２１日から２３日でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○津田委員長 それでは、１０月２１日水曜日から１０月２３日金曜日の２泊３日の行程で決定をいたします。

それでは、視察先及び調査項目についてでございますが、８月の閉会中の委員会で併せて協議をしたいと思いますので、希望の調査事項等を８月７日正午までに事務局まで提出していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局からございますか。

森井担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 先ほど委員長が言われました視察先及び調査項目ですけど、相手先ですね、自治体の名前と、それから調査項目、何々についてということと、あと、できれば、こういうところが聞きたい、調査項目で、こういうところが見たいということをつけ足していただければありがたいと思います。これをまとめまして、８月の閉会中の委員会で皆さんに御提示させていただきたいと思いますので、そこで協議していただきたいと思います。以上です。

(「所管項目の中で、どこの自治体の何を見たいかと。」と中田委員)

○津田委員長 森井担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 所管の調査項目になりますんで、先ほど閉会中の継続審査の申出書というのを確認していただいたと思うんですけど、そこに項目がついてますんで、この中から選んでいただけますでしょうか。以上です。

○津田委員長 それでは、調査事項、この中から選んでくださいということでございますので、併せて申し上げておきます。

皆さんのほうからございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 それでは、以上で都市経済委員会を閉会いたします。

午後１時４８分 閉会

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

都市経済委員長 津 田 幸 一